

せいねんこうけん
成年後見センターひのはらが
お手伝いできること

いっ ばん そう だん
一 般 相 談

高齢者や障がいがあるご本人やご家族、支援関係者から成年後見制度の利用や権利擁護を目的とした生活の困りごとに関する相談を受け付け、解決に向けた助言や関係機関との調整、専門相談紹介といった支援を行います。また、福祉サービスの利用に際しての苦情相談や、親族後見人等の相談も受け付けています。



ほう りつ そう だん
法 律 相 談

センターの職員がお話しをお伺いし法律的なアドバイスが必要であると判断できる場合に、弁護士・司法書士相談のご予約をいたします。

て つづ し えん
手 続 き 支 援

家庭裁判所に申し立てる際に必要な書類の説明や書き方、内容の確認などの支援を行います。

お一人お一人に合った支援と一緒に考え、その方にあった後見人と一緒に選ぶなど、相談から利用手続き、後見人選任後もサポートいたします。



ともにささえあい 元気にくらせる やすらぎの村

ひの はら むら しゃ かい ふく し きょう ぎ かい
檜原村社会福祉協議会

せいねんこうけん
成年後見センターひのはら

〒190-0211 東京都西多摩郡檜原村 2717 番地

(檜原村やすらぎの里3階)

電話：042-598-0085

ファックス：042-598-0487

ホームページ：http://www4.ocn.ne.jp

メールアドレス：hinohara-syakyo@helen.ocn.ne.jp



こうれいしゃ かた しょう かた
高齢者の方も障がいのある方も

だれ す な ち いき
誰もが住み慣れた地域で

じぶん あんしん く つづ
自分らしく安心して暮らし続けられる

ち いき
地域づくりをめざして



せいねんこうけん
成年後見センターひのはら

しん ばい
こんな心配、ありませんか？

しょうらい
将来のこと...

みよりがないので今後の生活が不安...。
自分の将来、障がいのある子の将来が心配...

? せいど
制度のこと...

後見人が必要と言われたけど
本当に必要？
利用するにはどうしたらいいの？

かね
お金のこと...

お金をおろす手順がわからなくなることがある。
離れて暮らしている認知症の親のお金の管理が
心配...



こんな時はぜひご相談を！

成年後見センターひのはらでは、
成年後見制度に関する相談や支援を行います。



認知症・知的障がい・精神障がいなどによって、ひとりで決めることに不安や心配のある人がいろいろな契約や手続きをするときにお手伝いする制度です。

成年後見制度の種類

● 任意後見制度
 将来、判断能力が低下した時に備えて、判断能力が十分にあるうちに、あらかじめ支援してくれる人（任意後見人）や支援してもらった内容を、契約により本人が決めておく制度です。本人の判断能力が不十分になった時、家庭裁判所への申立てにより、家庭裁判所で任意後見監督人が選任され、後見業務がスタートします。

● 法定後見制度
 本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所がふさわしい成年後見人等を選任し、必要な支援を行います。

判断能力の低下	補助	判断能力が不十分な状態 重要な手続き・契約の中で、ひとりで決めることに心配がある方
	保佐	判断能力が著しく不十分な状態 重要な手続き・契約などを、ひとりで決めることが心配な方
	成年後見	判断能力を欠くのが通常な状態 多くの手続き・契約などを、ひとりで決めることが難しい方

支援する人（成年後見人など）について

家族や親せきのほか、法律や福祉の専門家など、家庭裁判所が本人にとって、もっとも適任だと思われる人を選任します。
 主な仕事は、適正かつ計画的な財産維持など「財産の管理」や、医療や介護に関する手続きなどの「身上の保護」を行います。身のまわりの生活状況にも目を配りながら支援しますが、食事の世話や実際の介護などは、一般的に成年後見人などの職務ではありません。

制度を使うには

地域の相談窓口へ相談

檜原村ではやすらぎの里内にある社会福祉協議会または地域包括支援センターにお尋ねください。

家庭裁判所へ申立て

診断書と必要な書類、手数料を用意します。家庭裁判所の調査官が本人や親族などに事情を尋ねます。

成年後見人などが決定

家庭裁判所がもっとも適任だと思われる人を選任します。成年後見人などに支払う費用は業務内容によって裁判所が決めます。

こんな場合に「成年後見人」が必要になる場合があります。

● 銀行手続きをしたい
 父の定期預金を解約しようと銀行に行ったが、代理ではなく直接本人が解約手続きを行う必要があるとのこと。本人が寝たきりで話もできない状態であることを銀行に伝えると「成年後見人」を立ててくださいと言われた。

● 不動産売却したい
 長期入院している母。自宅には戻れず、そのまま介護施設に入居することになった。自宅は売却して母の介護費用に充てようと考え、不動産会社へ相談に行き事情を伝えたと、不動産売却するには「成年後見人」が必要になる可能性があると言われた。

● 遺産分割したい
 亡き父の遺産（不動産や預金）について名義変更の手続きが必要と考え、司法書士事務所へ相談に行った。認知症の母の状況を伝えると、遺産分割協議を行い財産の名義変更をするには「成年後見人」が必要になる可能性が高いと言われた。

